

砥部町いきいき見守り配食サービス事業実施要綱

平成19年5月11日

告示第86号

(目的)

第1条 この告示は、地域支援事業として、在宅ひとり暮らし高齢者等に日中の見守りを兼ねた配食サービスを実施し、できる限り介護状態に陥ることなく健康でいきいきとした生活を送れることを目的とする。

(事業実施者)

第2条 砥部町いきいき見守り配食サービス（以下「本事業」という。）の実施主体は、砥部町とし、事業の運営は、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人又は民間事業者等（以下「受託者」という。）に依託して行うものとする。

(利用対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者等で、日中の見守りが必要で食事の調理が困難な者とする。

(事業の内容等)

第4条 対象者の心身の状況、その置かれている環境、対象者及びその家族等の希望等の情報を収集分析して、1週間の配食数を決定するものとする。

2 前項により決定した回数の昼食を配食するとともに、当該利用者の安否の確認を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日は、配食しないものとする。

(1) 12月31日から翌年1月3日まで

(2) 悪天候のため、通常の配食ができない日

(利用の申請)

第5条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、地域支援事業利用申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第5条町 長は、前条の申請書を受理したときは、必要な事項を調査し、利用の可否を決定するものとし、いきいき見守り配食サービス事業決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(利用の解除)

第7条 町長は、利用期間中であっても、利用の必要がなくなつたと認めたときは、いきいき見守り配食サービス事業解除通知書（様式第3号）により、本事業の利用者（以下「利用者」という）に通知し、利用を解除できるものとする。

(利用者負担)

第8条 利用者は、砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例（平成19年砥部町条例第13号）別表に掲げる金額を負担するものとする。

(帳簿等の整備)

第9条 受託者は、本事業への運営に必要な帳簿等を整備するとともに、利用回数等を町長に報告するものとする。

(その他)

第 10 号 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日砥部町告示第 78 号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

地域支援事業利用申請書（特定・一般・任意）

年 月 日

砥部町長 様

申請者	住所
	氏名
	電話（ ） —
	利用者との続柄（ ）

利用者住所	砥部町		電話() —		区名	
フリガナ 利用者氏名			男・女	生年月日	年 月 日(歳)	
身体 of 状況	1 自立 2 要支援(1 2) 3 要介護(介護度 1 2 3 4 5) 4 介護認定申請中 5 認定を受けていない					
利用する 事業名	いきいき見守り 配食サービス		利用開始日(年 月 日) 利用回数 回／週 利用日(月・火・水・木・金・土・日)			
申請理由						
家族構成	氏名	年齢	利用者との 続柄	同居・別居	生計中 心者	主な介護者
緊急時の 連絡先	住所			電話番号	() —	
	氏名		続柄		勤務先	
担当民生児童委員			印	電話番号	() —	

※ この申請書には、在宅高齢者調査表を添付してください。

※ 個人情報については、砥部町地域包括支援センターで厳重に保管し、この事業の目的以外には使用いたしませんので、ご了承ください。

在 宅 高 齢 者 調 査 表

利用者氏名

介護保険による要介護認定						
1 自立 2 要支援 (1 2) 3 要介護 (介護度 1 2 3 4 5)						
4 介護認定申請中 5 認定を受けていない						
日常生活の状況	生活動作	自 立 度				
	歩行 (移動方法)	1 できない 自立	2 大部分介助 車椅子 杖	3 やや介助 つたい歩き	4 できる いざり	
	座位	1 できない	2 大部分介助	3 やや介助	4 できる	
	寝返り	1 できない	2 大部分介助	3 やや介助	4 できる	
	衣服着脱	1 できない	2 大部分介助	3 やや介助	4 できる	
	入浴	1 できない	2 大部分介助	3 やや介助	4 できる	
	食事 (内容)	1 できない 普通食	2 大部分介助 軟食 流動食	3 やや介助 経管栄養	4 できる 回／1日	
	排泄 (排泄動作)	1 できない 自立 (和 洋)	2 大部分介助 ポータブル	3 やや介助 尿器 おむつ	4 できる カテーテル	
	寝具の始末	1 できない	2 大部分介助	3 やや介助	4 できる	
	視力	1 見えない	2 ほとんど見えない	3 やや悪い	4 普通	
	聴力	1 聴こえない	2 大声なら	3 聴こえにくい	4 普通	
	言語	1 不自由	2 聴きとれない	3 聴きとりにくい	4 普通	
精神の状況	性格	1 朗らか 2 親しみやすい 3 几帳面 4 凝り性 5 わがまま 6 頑固 7 自分のことを気にしやすい 8 人にとけこめない 9 短気 10 無口 11 融通がきかない				
	対人関係	1 拒否的である 2 普通 3 協調的である				
	精神状態	認知症症状 無・有 (程度：重度 ・ 中度 ・ 軽度)				
		記憶障害	1 自分の名前がわからない、寸前のことも忘れる 2 最近の出来事がわからない 3 物忘れ、置き忘れが目立つ			
		失見当	1 自分の部屋がわからない 2 時々自分の部屋がわからなくなる 3 異なった環境に置かれると場所がわからない			
	問題行動	攻撃的行動	1 他人に暴力をふるう	2 乱暴なふるまいを行う	3 攻撃的な言動を行う	4 なし
		自傷行為	1 自殺を図る	2 自分の体を傷つける	3 自分の衣服を裂く、破く	4 なし
		火の扱い	1 火を常にもてあそぶ	2 火の不始末が時々ある	3 火の不始末をする事がある	4 なし
		徘徊	1 屋外をあてもなく歩き回る	2 家中をあてもなく歩き回る	3 時々部屋内でうろうろする	4 なし
		不穏興奮	1 いつも興奮している	2 しばしば興奮し騒ぎたてる	3 時には興奮し騒ぎたてる	4 なし
		不潔行為	1 糞尿をもてあそぶ	2 場所を構わず排尿排便する	3 衣服等を汚す	4 なし
		失禁	1 常に失禁する	2 時々失禁する	3 誘導すれば自分でトイレに行く	4 なし

注書 認知症症状とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第15項に規定する認知症の症状をいう。

第 号
年 月 日

いきいき見守り配食サービス事業決定（却下）通知書

様

砥部町長

印

年 月 日付けで申請のあったいきいき見守り配食サービス事業の利用について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

1. 利用対象者氏名

2. 利用開始日 年 月 日

3. 利用者負担額 1食 円

4. 却下理由

《不服申立て》

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、砥部町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起しなければなりません（なお、決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

問合せ先 砥部町地域包括支援センター 電話089-962-6118

第 号
年 月 日

いきいき見守り配食サービス事業利用解除通知書

様

砥部町長



年 月 日付け 第 号によって決定通知したいきいき見守り配食サービス事業の利用を次のとおり解除するので通知します。

- 1. 利用者氏名
- 2. 利用解除する時期 年 月 日から
- 3. 解除の理由